

注 記【一般会計等】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………該当なし

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………取得価額

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 5年～60年

物品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………該当なし

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………該当なし

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金……………該当なし

② 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金及び基金貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の不納欠損実積率等により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金……………該当なし

⑤ 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給予定の期末勤勉手当の支給見込額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額（12月から3月までの4か月分）を計上しています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額で60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更……………該当なし

(2) 表示方法の変更……………該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更……該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃……該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更……該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正……該当なし

(4) 重大な災害等の発生……該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況……該当なし

(2) 係争中の訴訟等……該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地開発事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異なし

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、当会計年度

建 物 145,244 千円

工作物 0 千円

令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、貸借対照表における帳簿価額としています。

- ③ 減債基金に係る積立不足額……………該当なし
- ④ 基金借入金（繰替運用）……………該当なし
- ⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 6,763,658 千円
- ⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 4,980,028 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 6,763,658 千円

将来負担額 10,129,723 千円

充当可能基金額 9,779,982 千円

特定財源見込額 107,956 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 6,763,658 千円

- ⑦ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額……………該当なし
- ⑧ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。……………該当なし
- ⑨ 道路、河川及び水路の敷地の評価額……………該当なし

- (3) 行政コスト計算書に係る事項……………該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △540,905 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	9,459,867 千円	9,016,222 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	4,260 千円	3,259 千円
繰越金に伴う差額	△560,568 千円	
資金収支計算書	8,903,559 千円	9,019,481 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地開発事業特別会計）の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	729,117 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	86,847 千円
未収債権額の増減額	△21,510 千円
未払債務額の増減額	7,451 千円

その他の資産・負債の増減額	△563	千円
減価償却費	△947,976	千円
賞与等引当金の増減額	△13,468	千円
退職手当引当金の増減額	65,414	千円
徴収不能引当金の増減額	168	千円
資産売却益	—	千円
資産除売却損	—	千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△94,520</u>	<u>千円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 300,000 千円

一時借入金に係る利子額 0 千円

⑤ 重要な非資金取引……………該当なし